

◎高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第一条中「法律は」の下に「、<u>次代の社会</u>を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し」を、「その」の下に「経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の」を加え、「に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」を「の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図る」に改める。</p> <p><u>第三条第二項第三号を削る。</u></p>	<p>第一条中「法律は」の下に「、<u>我が国社会</u>を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し」を、「その」の下に「経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の」を加え、「に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」を「の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図る」に改める。</p> <p><u>第三条第一項中「有する者」の下に「（日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。」を加え、同条第二項第三号を削る。</u></p>

附則

附則

(高等学校等就学支援金の支給に関する経過措置)

第二条 令和八年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

〔削る〕

(交付金に関する経過措置)

第三条 この法律による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(附則第五条において「新法」という。)第十五条第一項の規定は、令和八年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高等学校等就学支援金の支給に関する経過措置)

第二条 令和八年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2| この法律の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者

(この法律による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(次条及び附則第五条において「新法」という。))第三条第一項に規定する者を除く。)に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

(交付金に関する経過措置)

第三条 新法第十五条第一項の規定は、令和八年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の支給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。